

成蹊学園個人情報の保護に関する規則

制 定 2005年3月25日
学 園 理 事 会
最新改正 2022年11月11日
理 事 長

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人成蹊学園及びその設置する学校（以下「本学」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ 本学が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

- (7) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (8) 個人関連情報データベース等 特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人関連情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人関連情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (9) 仮名加工情報 個人情報の全部又は一部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (10) 仮名加工情報データベース等 特定の仮名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した仮名加工情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した仮名加工情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の仮名加工情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (11) 匿名加工情報 個人情報の全部又は一部を削除することにより特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (12) 匿名加工情報データベース等 特定の匿名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した匿名加工情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した匿名加工情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の匿名加工情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (13) 各部門 各学校、各機関、各部、各室、各センター
- (14) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (15) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護の重要性について、教職員（勤務形態に関わらず、本学に勤務する全ての教職員をいう。以下同じ。）の意識啓発に努める。

- 2 本学の役員（理事及び監事をいう。）及び教職員は、職務上知ることのできた個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 本学は、大学において学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で行う個人情報の取扱いについて、この規則及び法令等を遵守しなければならない。学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、大学において学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規範を定めるほか、その適正を確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該取扱い及び措置の内容を公表するよう努める。

第2章 組織及び体制

(個人情報管理組織)

第4条 本学の個人情報管理組織は、別表のとおりとする。

(個人情報総括責任者)

第5条 本学に、個人情報の取扱いを総括し、その適正な取扱いを確保するため、個人情報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、学園長をもって充てる。

(個人情報教育・研修責任者)

第6条 本学に、第8条、第9条及び第10条に定める個人情報管理統括者、個人情報管理責任者及び個人情報管理者に対して、個人情報保護に関する教育・研修を行うため、個人情報教育・研修責任者（以下「教育・研修責任者」という。）を置く。

2 教育・研修責任者は、常務理事（総務担当）をもって充てる。

（個人情報監査責任者）

第7条 本学に、個人情報の取扱いに関する監査を行うため、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

2 監査責任者は、成蹊学園内部監査規則第4条第1号に規定する内部監査責任者をもって充てる。

（個人情報管理統括者）

第8条 総括責任者の下に、学園事務局・設置機関・企画室・内部監査室及び各学校における個人情報の取扱いの最終責任者として、個人情報管理統括者（以下「管理統括者」という。）を置く。

2 管理統括者は、常務理事（総務担当）、学長及び校長をもって充てる。

（個人情報管理責任者）

第9条 管理統括者の下に、各部門における個人情報の取扱いの最終責任者として、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、副学長、学部長、研究科長、副校長、教頭、附属機関長、室長、部長、所長及びセンター長をもって充てる。

（個人情報管理者）

第10条 管理責任者の下に、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、各教育職員、課長及び事務長をもって充てる。

3 管理者のうち課長及び事務長は、所属の教職員に対し、個人情報保護の周知徹底を図ることにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう努めなければならない。

（教育・研修）

第11条 教育・研修責任者は、全教職員に対して、個人情報保護に関する教育・研修を定期的を実施するものとする。

第3章 個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定・変更）

第12条 本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第13条 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）当該個人情報を大学において取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（6）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的で

ある場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第14条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第4章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得)

第15条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 要配慮個人情報を大学において学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を大学において学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体及び外国にあるこれらに相当する者等により公開されている場合

(8) その他政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第16条 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第5章 個人データの適正管理

(データ内容の正確性の確保等)

第17条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第18条 管理者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 管理統括者及び管理責任者は、管理者による安全管理措置の適切性について、定期的に点検しなければならない。

(教職員の監督)

第19条 管理統括者、管理責任者及び管理者は、教職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第20条 管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第6章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第21条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が大学における学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(6) 当該個人データを大学において学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴

って当該個人データが提供される場合

(2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下同じ。）の氏名 について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第2号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第22条 管理者は、外国にある第三者（法第28条第1項に規定する外国にある第三者をいう。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、管理者は、あらかじめ本人に対し、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供しなければならない。ただし、これらの情報の提供が困難な場合には、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第17条に従って代替情報を提供することができる。

3 管理者は、個人データを外国にある第三者（法第28条第1項において当該第三者から除外される者であつて、相当措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第16条第1号で定める基準に適合する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第1項による本人の同意を得ている場合は、この限りでない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第23条 管理者は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、当該個人データの項目及び当該本人を特定するに足る事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第21条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第21条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第24条 管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第21条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、前項各号に掲げる事項、当該個人データの項目及び当該本人を特定するに足る事項に関する記録を作成しなければならない。

3 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第25条 管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第21条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により、あらかじめ確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が当該本人に提供されていること。

2 管理者は、個人関連情報を外国にある第三者（法第28条第1項において当該第三者から除外される者であつて、相当措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第16条第1号で定める基準に適合する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による確認を行ったときは、第1項各号に掲げる事項を確認した旨、当該個人関連情報を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、及び当該個人関連情報の項目に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該第三者が代替して当該記録を作成した場合は、この限りではない。

4 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(個人関連情報に係る第三者提供を受ける際の確認等)

第26条 管理者は、個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報を個人データとして取得する場合は、第21条第1項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。ただし、当該個人関連情報取扱事業者が当該本人からの同意取得を代行する場合は、この限りではない。

2 管理者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

3 管理者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該提供元の個人関連情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を確認しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、第1項による本人の同意が得られている旨、前項に掲げる事項、当該個人関連情報の項目及び当該本人を特定するに足る事項に関する記録を作成しなければならない。

5 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

第7章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データに関する事項の公表等)

第27条 管理統括者は、保有個人データに関する次に掲げる事項については、本学ホームページへの掲載等により本人が知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下、本項において同じ。）に置かなければならない。

(1) 本学の名称、住所及び代表者の氏名

(2) すべての保有個人データの利用目的(第16条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第6項において準用する場合を含む）、第29条第1項又は第30条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続

(4) 第18条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第16条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 管理統括者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第28条 本人は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他本学が定める方法による開示を請求することができる。

2 管理責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 管理責任者は、前項の規定により開示すること又は開示しないことを決定するに当たっては、あらかじめ管理統括者と協議をするものとする。

4 管理責任者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は第1項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

6 第1項、第2項及び第4項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第23条第1項及び第24条第2項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。）について準用する。

(訂正等)

第29条 本人は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 管理責任者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第30条 本人は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第13条若しくは第14条の規定に違反して取り扱われているとき又は第15条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第21条第1項又は第22条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データを本学が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第42条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 管理責任者は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第31条 管理統括者又は管理責任者は、第27条第3項、第28条第4項（同条第6項において準用する場合を含む）、第29条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手続等）

第32条 管理統括者又は管理責任者は、本人より第27条第2項の規定に係る求め又は第28条第1項（同条第6項において準用する場合を含む）、第29条第1項若しくは第30条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）を受けた場合は、本人であること（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨）を確認するとともに、その求め又は請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人

の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示等の請求等にあつては、本人の同意書を含む)を、提出させなければならない。

- 2 本学は、第27条第2項の規定に係る求め又は第28条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該費用について、本人に対して請求することができる。

(苦情の処理)

第33条 管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理は、管理統括者及び管理責任者と連携して、適切かつ迅速に行うよう努めなければならない。ただし、申出のあった苦情がいずれの管理者の管理責任範囲にも属さないものであるときは、総務部長の管理責任の下で、総務部総務課において適切に対応することとする。

- 2 総括責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第8章 仮名加工情報の取扱い等

(仮名加工情報の作成)

第34条 管理者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工しなければならない。

- 2 管理者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置を講じなければならない。
- 3 管理者は、第13条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第12条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第16条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 管理者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第17条の規定は、適用しない。
- 6 管理者は、第21条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第21条第2項中「前項」とあるのは「第34条第6項」と、同項第2号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第23条第1項ただし書中「第21条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第21条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第24条第1項ただし書中「第21条第1項各号又は第2項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第21条第2項各号のいずれか」とする。
- 7 管理者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 管理者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第12条第2項、第27条から第32条まで及び第42条の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第35条 管理者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第21条第2項及び第3項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合に

において、同条第2項中「前項」とあるのは「第35条第1項」と、同項第2号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

- 3 第18条から第20条まで、第33条並びに前条第7項及び第8項の規定は、管理者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第18条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第9章 匿名加工情報の取扱い等

(匿名加工情報の作成)

第36条 管理者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 管理者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための安全管理措置を講じなければならない。

- 3 管理者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第37条 管理者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第38条 管理者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報（自ら個人情報を加工して作成した場合のものを除く。）を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の安全管理措置等)

第39条 管理者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第10章 監査

(監査)

第40条 監査の実施及びその組織等については、別に定める成蹊学園内部監査規則による。

第11章 侵害及び事故への対応

(侵害及び事故への対応)

第41条 管理責任者は、管理者からの報告の有無に関わらず、個人情報に対する侵害、事故又はそれらのおそれ（以下「侵害等」という。）を認識した場合には、速やかに管理統括者に報告しなければならない。

- 2 管理統括者は、総括責任者と協議の上、必要に応じて所轄庁に内容を報告するものとする。

- 3 管理統括者は、侵害等の内容、原因及び影響を調査した上で、対処策及び再発防止策を策定し、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

- 4 総括責任者は、前項の対処策及び再発防止策を受けて、管理統括者に指示するものとする。

(個人情報保護委員会への報告)

第42条 総括責任者又は管理統括者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しな

なければならない。ただし、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 総括責任者又は管理統括者は、前項による報告をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次項において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

3 前項の場合において、総括責任者又は管理統括者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が第1項第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

4 総括責任者又は管理統括者は、第1項ただし書の規定による通知をする場合には、第1項の各号に定める事態を知った後、速やかに、第2項各号に定める事項を通知しなければならない。

5 第1項に規定する場合には、総括責任者又は管理統括者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

6 総括責任者又は管理統括者は、前項本文の規定による通知をする場合には、第1項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

第12章 罰則

(罰則)

第43条 教職員が、第3条第2項の規定に違反し、就業規則（成蹊学園就業規則その他全ての就業関連の規則及び契約書をいう。）に基づく処分等を要する場合には、管理統括者は、学園長にその要請手続を執るものとする。

第13章 雑則

(規則の改廃)

第44条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（2005年3月25日制定）

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年2月3日一部改正）

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月9日一部改正）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月2日一部改正）

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月31日一部改正）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2015年7月3日一部改正）

この規則は、2015年7月3日から施行する。

附 則（2017年4月21日一部改正）

この規則は、2017年5月30日から施行する。

附 則（2017年12月1日一部改正）

この規則は、2017年12月1日から施行する。

附 則（2019年6月21日一部改正）

この規則は、2019年6月21日から施行する。

附 則（2022年3月4日一部改正）

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年11月11日一部改正）

この規則は、2022年11月11日から施行する。

2005. 4. 1 施行

2006. 4. 1 "

2007. 4. 1 "

2012. 4. 1 "

2014. 4. 1 "

2015. 7. 3 "

2017. 5. 30 "

2017. 12. 1 "

2019. 6. 21 "

2022. 4. 1 "

2022. 11. 11 "

別表

「個人情報管理組織」

